

岐阜県公報

第二千一百十号
平成二十一年十二月二十五日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 八二五イ

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 八二五

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同) 八二七

告示

大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う人口都市計画の変更

(市町村課) 八二七

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(都市政策課) 八二七

訓令

甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 八二八

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 八二八

乙

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八二九

平成二十二年歯科技工士国家試験の実施

(医療整備課) 八二九

土地改良区役員の新任及び就任

(恵那農林事務所) 八三〇

土地改良区の定款の変更認可

(飛騨農林事務所) 八三一

規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十一号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「リサイクル認定製品認定審査委員会委員」を

「リサイクル認定製品認定審査委員会委員」に改める。

品認定審査委員会委員
設等意見調整委員会委員

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十二年岐阜県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十四の項の次に次のように加える。

二十四の二 岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務

- 1 条例第七条第一項（条例第二十六条第六項（条例第二十七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において変更して適用する場合を含む。）の規定により事業計画書を受けると。
- 2 条例第八条第一項（条例第九条第二項及び第二十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により事業計画書の写しを関係市町村長に送付すること並びに関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について意見を聴くこと。
- 3 条例第八条第二項（条例第九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認すること。
- 4 条例第九条第一項の規定により事業計画の変更の届出を受けること。
- 5 条例第十条第一項の規定により事業計画の廃止の届出を受けること。
- 6 条例第十条第二項の規定により関係市町村長に通知すること。
- 7 条例第十一条第一項（条例第九条第四項において変更して適用する場合、条例第二十二条において読み替えて準用する場合及び条例第二十六条第六項（条例第二十七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において変更して適用する場合を含む。）の規定により周知計画書を受けると。
- 8 条例第十二条第一項（条例第十三条第二項（条例第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により周知計画書の写しを関係市町村長に送付すること及びその内容について意見を聴くこと。
- 9 条例第十三条第一項の規定により周知計画の変更の届出を受けること。

- 10 条例第十七条（条例第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により説明会に職員を立ち会わせること。
- 11 条例第十八條（条例第二十二條において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により実施状況の報告を受けること。
- 12 条例第十九條第二項の規定により生活環境影響調査を行う方法についての意見書を受けると。
- 13 条例第十九條第三項の規定により意見書を取りまとめ、事業者に送付すること及び意見書の写しを関係市町村長に送付すること。
- 14 条例第二十条第二項（条例第二十六条第六項（条例第二十七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において変更して適用する場合を含む。）の規定により検討結果の届出を受けると。
- 15 条例第二十条第三項の規定により検討結果の写しを関係市町村長に送付すること。
- 16 条例第二十一条第一項（条例第二十六条第六項（条例第二十七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において変更して適用する場合を含む。）の規定により生活環境影響調査結果書を受けると。
- 17 条例第二十三条第一項（条例第二十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により事業計画についての意見書を受けると。
- 18 条例第二十三条第三項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を取りまとめ、事業者に送付すること及び意見書の写しを関係市町村長に送付すること。
- 19 条例第二十四条第一項（条例第二十五条第一項において読み替えて準用する場合及び条例第二十六条第六項（条例第二十七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において変更して適用する場合を含む。）の規定により見解書の写しを関係市町村長に送付すること。
- 20 条例第二十四条第二項（条例第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により見解書の写しを関係市町村長に送付すること。
- 21 条例第二十五条第二項の規定により見解の周知を終了した旨の報告を受けると。
- 22 条例第二十六条第二項（条例第二十七条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により事業者、関係

住民又は関係市町村長に対し提出された資料又は意見書の提出を求めること。

23 条例第二十七条第一項（条例第二十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により異議の申立てを受けること。

24 条例第二十八条第一項の規定により意見の調整の申出を受けること。

25 条例第二十八条第六項の規定により意見の調整への参加の申出を受けること。

26 条例第三十六条第二項の規定により環境保全協定の写しを受けること。

27 条例第四十条の規定により関係市町村長その他の者に照会すること又は協力を求めること。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条の表廃棄物対策課の部に次のように加える。

岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会	岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
----------------------	---

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百九十九号

平成二十一年十月三十一日に効力を生じた大垣市と瑞穂市との境界変更に伴う地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第二号の規定による大垣市及び瑞穂市の人口は、次のとおりである。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

大垣市及び瑞穂市の人口
大垣市 一六二、〇七八人
瑞穂市 五〇、〇〇一人

岐阜県告示第七百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画公園
6・5・1号 浅中公園
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

岐阜県告示第七百一号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「中津川市」を削る。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十二年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三廃棄物対策課の表に次のように加える。

九 岐阜県産 業廃棄物処 理施設の設 置に係る手 続の適正化	1 条例第二十六條第一項（条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の合意の形成の判断（事案の内容が特に重要であると認められ	1 部長専決 事項を除く 条例の施行 に関する事 務
--	---	--

等に関する
条例（平成
二十一年条
例第二十号
以下この項
中「条例」
という。）
の施行事務

- るときに限る。）
- 2 条例第二十六條第三項（条例第二十七條第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の諮問
- 3 条例第二十八條第五項の産業廃棄物処理施設等意見調整委員会への付託
- 4 条例第三十一條第二項の委員の任命
- 5 条例第三十八條第一項の勧告
- 6 条例第三十八條第二項の公表
- 7 条例第三十八條第三項の弁明の機会の付与
- 8 条例第三十九條の指導及び助言

附 則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表三十の項の次に次のように加える。

三十の二 岐阜県産 業廃棄物処理施設 の設置に係る手続	1 条例の施行に関する事務
-----------------------------------	---------------

の適正化等に関する
条例（平成二
二年条例第二〇号）
の施行事務

附 則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十二年十一月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人The Wood Road
- 三 代 表 者 の 氏 名 多田 直人
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市美園町二丁目一五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、文化交流を通じて木の文化を持続的に発
展させることにより、人類の相互理解及び地球環境の保
全に寄与することを目的とする。

平成二十二年歯科技工士国家試験の実施

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定に
より、平成二十二年歯科技工士国家試験を次のとおり実施しますので、歯科技工士法施
行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告します。

平成二十二年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

1 学説試験 平成二十二年二月二十二日（月） 午前九時から午後三時まで

2 実地試験 平成二十二年二月二十三日（火） 午前九時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岐阜市野一色四丁目二番二号
岐阜県立衛生専門学校

三 試験科目

1 学説試験

歯科理工学

歯の解剖学

顎口腔機能学

有床義歯技工学

歯冠修復技工学

矯正歯科技工学

小児歯科技工学

関係法規

2 実地試験

歯科技工実技

四 受験資格

次の各号の一に該当する者

1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成二十二年三月三十一
日まで）に卒業する見込みの者を含む。）

2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成二十二年三月三十
日まで）に卒業する見込みの者を含む。）

3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工
士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技
能を有すると認められたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

1 受験資格を証明する書類

(一) 四の1又は2に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業見込証明書を提出した者は平成二十二年三月八日(月)までに卒業証明書を提出してください。)

(二) 四の3に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(三) 四の4に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

2 写真(出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものを)

六 受験手数料

1 受験手数料は、三万六千円とし、受験手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください。この場合、収入証紙は消印しないでください。

2 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しません。

七 受験に関する書類の提出期間及び提出場所
平成二十二年一月四日(月)から同月十三日(水)まで(県の機関の休日を除く)の間に千五〇〇 八五七〇岐阜市数田南二 一 岐阜県健康福祉部医療整備課に提出してください。ただし、郵送による場合は、同年一月十三日(水)までの消印のあるもの限り受け付けます。

八 合格発表

試験の合格者は、平成二十二年三月二十三日(火)午前十時に、岐阜県庁前の掲示板に受験番号を掲示し発表するとともに、本人あて合格証書を交付します。

九 試験結果の提供

平成二十二年歯科技工士国家試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

平成二十二年歯科技工士国家試験の学説試験科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階) 電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付します。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、百二十円分の返信用切手をはった角二号の返信用封筒を同封して請求してください。

2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部医療整備課(電話〇五八 二七二 一一一 内線二五三四)に問い合わせてください。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
中津川市西部土地改良区	平成三〇・二・一六	理事	大前 基造	中津川市千旦林一五九九番地の二
			小木曾 仁志	駒場 一五三四番地
			井戸 俊作	千旦林 一五四〇番地の一
			市川 琢磨	同 五三六番地
			川口 一美	中津川市柳町 一番七号
			竹腰 明	同 駒場 一六五三番地の四五
			山口 正樹	同 千旦林一七〇九番地の二九三

就任した役員

土地改良区	役名	氏名	住 所
中津川市	理事	吉村幸資	中津川市駒場 九五番地
西部土地改良区	同	曾我修	同 四九二番地の二
同	同	高木康男	同 一五八五番地の二
同	監事	岩島卓郎	中津川市柳町 六番三〇号
同	理事	大光山由	同 駒場 一六三〇番地の三
同	監事	鈴木弘	同 一五五七番地の一三
同	理事	石田茂	同 一五三五番地
同	同	金子正純	同 一六六二番地
同	同	熊谷宏	同 一六六六番地の三七七五
同	同	鈴木茂	同 一六六六番地の二二四八
同	同	市川進	中津川市千旦林 二八四番地
同	同	桃井清一郎	同 駒場 一四四番地
同	同	古野守男	同 一六六六番地の二
同	同	奥村春吉	同 一六六六番地の六九九
同	同	高木康男	同 一五八五番地の二
同	同	鈴木利春	中津川市茄子川 三〇四番地
同	同	長屋敏夫	同 千旦林一五九六番地の二四
同	同	原東洋	同 駒場一六六六番地の二三九
同	同	山田隆平	同 千旦林 一一七七番地の五
同	同	深津恵吾	同 一六〇二番地の三
同	同	近藤良三	同 一五三八番地の一
同	監事	鈴木真人	中津川市駒場 一六一三番地の三〇
同	同	鈴木明	同 千旦林一三四六番地の二四
同	同	岩島卓郎	同 柳町 六番三〇号

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

同	向井元省	同	一〇七四番地の二
同	林健三	同	一五四三番地の一一
同	多賀高幸	同	一五八五番地の四八
同	日下部武彦	同	一五九六番地の九一
同	深津恵吾	同	一六〇二番地の三
同	井戸俊作	同	一五四〇番地の一
同	鈴木功	同	二三三九番地の二
同	鈴木利春	中津川市茄子川	三〇四番地

土地改良区名	認可年月日
日 面 用 水 土 地 改 良 区	平成二一・一二・二五

平成二十一年十二月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社